

1 2 月 1 3 日 (第 4 号)

# 平成25年第7回豊能町議会定例会会議録目次

平成25年12月13日（第4号）

出席議員	……………	1
議事日程	……………	2
開議の宣告	……………	3
（常任委員会委員長報告・質疑・討論・採決）	……………	3
第53号議案	豊能町附属機関に関する条例制定の件	
第54号議案	豊能町暴力団排除条例制定の件	
第55号議案	豊能町子ども・子育て審議会条例制定の件	
第56号議案	豊能町報酬及び費用弁償条例改正の件	
第57号議案	豊能町災害弔慰金の支給等に関する条例改正の件	
第58号議案	豊能町個別排水処理施設設置及び管理条例等改正の件	
第59号議案	豊能町立自転車駐車場条例等改正の件	
第60号議案	指定管理者の指定について	
第61号議案	豊能町農地及び農業用施設災害復旧事業の施行について	
第62号議案	平成25年度豊能町一般会計補正予算の件	
第63号議案	平成25年度豊能町後期高齢者医療特別会計補正予算の件	
第64号議案	平成25年度豊能町介護保険特別会計事業勘定補正予算の件	
第65号議案	平成25年度豊能町下水道事業特別会計補正予算の件	

（議案提案説明・質疑・討論・採決）

第 9 号議会議案	第 6 2 号議案 平成 2 5 年度豊能町一般 会計補正予算の件に関する付帯決議につ いて……………	1 1
第 8 号議会議案	要支援者に対する介護サービスの継続を 求める意見書の件……………	1 7
第 1 0 号議会議案	豊能町議会特別委員会設置の件……………	1 9
町 長 あ い さ つ	……………	2 0
閉 会 の 宣 告	……………	2 1

## 平成25年第7回豊能町議会定例会会議録（第4号）

年 月 日 平成25年12月13日（金）

場 所 豊 能 町 役 場 議 場

出席議員 14名

1 番 野村 剛志	2 番 管野英美子
3 番 永谷 幸弘	4 番 橋本 謙司
5 番 井川 佳子	6 番 高橋 充徳
7 番 岩城 重義	8 番 小寺 正人
9 番 永並 啓	10番 竹谷 勝
11番 福岡 邦彬	12番 高尾 靖子
13番 西岡 義克	14番 川上 勲

欠席議員 0名

地方自治法第121条の規定により、議会に出席を求めた者は、次のとおりである。

町 長 田中 龍一	副 町 長 中井 勝次
教 育 長 石塚 謙二	総 務 部 長 内田 敬
生活福祉部長 木田 正裕	建設環境部長 石田 望
上下水道部長 高 秀雄	教 育 次 長 今中 泰行
消 防 長 西本 好美	会 計 管 理 者 川上 和博

本会議に職務のため出席した者は、次のとおりである。

議会事務局長 乾 利昭	書 記 杉田 庄司
書 記 高橋 欣也	

議事日程

平成25年12月13日（金）午後1時開議

- 日程第 1 第53号議案 豊能町附属機関に関する条例制定の件  
第54号議案 豊能町暴力団排除条例制定の件  
第55号議案 豊能町子ども・子育て審議会条例制定の件  
第56号議案 豊能町報酬及び費用弁償条例改正の件  
第57号議案 豊能町災害弔慰金の支給等に関する条例改正の件  
第58号議案 豊能町個別排水処理施設設置及び管理条例等改正の件  
第59号議案 豊能町立自転車駐車場条例等改正の件  
第60号議案 指定管理者の指定について  
第61号議案 豊能町農地及び農業用施設災害復旧事業の施行について  
第62号議案 平成25年度豊能町一般会計補正予算の件  
第63号議案 平成25年度豊能町後期高齢者医療特別会計補正予算の件  
第64号議案 平成25年度豊能町介護保険特別会計事業勘定補正予算の件  
第65号議案 平成25年度豊能町下水道事業特別会計補正予算の件
- 追加日程第1 第9号議会議案 第62号議案 平成25年度豊能町一般会計補正予算の件に関する付帯決議について
- 日程第 2 第8号議会議案 要支援者に対する介護サービスの継続を求める意見書の件
- 追加日程第2 第10号議会議案 豊能町議会特別委員会設置の件

開議 午後1時00分

○議長（竹谷 勝君）

皆さん、こんにちは。

ただいまの出席議員は14名であります。  
定足数に達しておりますので、これより  
本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおり  
でございます。

日程第1「第53号議案から第65号議  
案」までを議題といたします。

これに対する各常任委員会の報告を求め  
ます。

総務建設水道常任委員会、岩城重義委員  
長。

○総務建設水道常任委員会委員長（岩城重義  
君）

7番・岩城でございます。

ただいまより、平成25年第7回定例会  
総務建設水道常任委員会の報告を行います。

平成25年12月5日、午前9時30分  
に開会をいたしました。

出席者は、私、岩城、そして川上副委員  
長、永谷委員、小寺委員、竹谷委員、福岡  
委員、高尾委員でございます。委員外出席  
としまして橋本副議長が参加をいたしてお  
ります。

それでは、平成25年第7回定例会付託  
案件について。

第53号議案、豊能町附属機関に関する  
条例制定の件。

議案説明の後、質疑に入りまして、この  
条例は何をどう見直したのかとの問いに対  
しまして、法に基づく附属機関としての位  
置づけを明確化するため、規則等から移行  
するものであり、廃止が必要なものについ  
ては整理するとの答弁でございました。

次に、附属機関はどこまでの権限を有し  
ているのかとの問いに対しまして、町の諮

問に応じて審査等を行うものであり、最終  
決定は町が行いますとの答弁でございます。

討論はなしで、採決、挙手全員で可決さ  
れました。

次に、第54号議案、豊能町暴力団排除  
条例制定の件。

議案説明の後、質疑に入りまして、暴力  
団員及び暴力団密接関係者の判断は誰がす  
るのかとの問いに対しまして、大阪府警察  
本部及び豊能警察と連携を図り判断してい  
きたいと考えていますとの答弁でございま  
した。

討論なし。採決に入りまして、挙手全員  
で可決されました。

次に、第56号議案、豊能町報酬及び費  
用弁償条例改正の件につきまして、議案説  
明の後、質疑に入り、報酬金額の根拠は何  
かとの問いに対しまして、金額については  
他の市町村を参考にしていますとの答弁で  
ございました。

次に、報酬とは別に費用弁償は支払われ  
るのかとの問いに対しまして、委員が職務  
のため旅行をするときには職員に準じて支  
給されますとの答弁でございました。

次に、この条例に関する費用はどれぐら  
いかとの問いに対しまして、平成25年度  
の予算は約970万円でありますとの答弁  
でございます。また、平成24年度の委員  
報酬の決算額は878万円でしたとの答弁  
でございました。

討論なし。採決に入り、挙手全員で可決  
されました。

次に、第57号議案、豊能町災害弔慰金  
の支給等に関する条例改正の件。

議案説明の後、質疑に入り、改正理由は  
何なのかとの問いに対しまして、災害弔慰  
金等の法律が改正されたことが大きな原因  
ですが、法改正の理由は、東日本大震災の  
災害の甚大等を鑑みてのことですとの答弁

でございました。

弔慰金は申し出によって支給されるのかとの問いに対しまして、遺族の方に被災証明書等を求める場合がありますとの答弁でございました。

討論はなしで、採決に入り、挙手全員で可決されました。

次に、第58号議案、豊能町個別排水処理施設設置及び管理条例等改正の件について、提案説明の後、質疑に入り、条例改正により直ちに影響するものはあるのかとの問いに対しまして、個別排水処理施設設置及び管理条例については、現在のところありませんとの答弁でございました。

討論はなしで、採決に入り、挙手全員で可決されました。

次に、第59号議案、豊能町立自転車駐車場条例等改正の件につきまして、提案説明の後、質疑に入り、改正によりシステム改修等の新たな費用は生じるのかとの問いに対しまして、改正に伴う新たな費用は発生しませんとの答弁でございます。

次に、消費税増税による公民館使用料等の変更はないのかとの問いに対しまして、今後、公民館使用料等に応分の負担を求めた料金体系の変更を予定していますとの答弁でございました。

次に、水道事業給水条例を見ると、地域ごとにかかなりの差があるのはなぜかとの問いに対しまして、簡易水道が水道事業に統合されたときに、当時の簡易水道の導入事業費によって案分されており、金額に差がついていますとの答弁でございました。

討論は、反対討論がありまして、国の消費税増税によるものであり、反対しますとの討論が一つございました。採決は、挙手多数によって可決されました。

次に、第60号議案、指定管理者の指定についての議題でございます。

提案説明の後、質疑に入り、3年間の契約になっているが、運営利益が出た場合、町に還元されるのかとの問いに対しまして、現在の契約の中では余剰金はありませんが、余剰金が出た場合は半分を町に入れてもらうことになっていますとの答弁でございました。

また、今後の事業の進捗についてどういうふうな指導及び管理監督していくのかとの問いに対しまして、事業実施内容や活動報告等により判断していきます。また、適正な管理運営ができないと判断した場合は指定管理の解除もあり得ますとの答弁でございました。

また、現在委託を受け事業実施しているところはどこなのかとの問いに対しましては、右近の郷運営委員会が現在運営をしていますとの答弁でございました。

また、かなり傷んでいるところや不要なものが残っていると思われるが、今のまま引き渡すのかとの問いに対しまして、財政的にも困難であり、できる限りのことは行いますが、基本的には現状のままで引き渡す予定ですとの答弁でございました。

討論はなしで、採決に入り、挙手全員で可決されました。

次に、第61号議案、豊能町農地及び農業用施設災害復旧事業の施行についてでございます。

提案説明の後、質疑に入り、以前に災害復旧が行われた場所はあるのか。また、その場合、今後も起き得る可能性があるのかどうかの質疑に対しまして、1カ所あります。再度の箇所については工法を変更して施工していきたいと思っておりますとの答弁でございました。

また、ほ場整備等が行われたところで災害が起きたのは、雨だけではなく、日ごろからの適切な管理ができていなかったため

ではないかとの問いに対しまして、今回の災害については適切な管理だけの問題ではなく、想定外の雨量であったと思われますとの答弁でございました。

さらに、これは激甚災害の指定を受けているのかとの問いに対しまして、この災害は激甚災害に指定されていますとの答弁でございました。

討論はなしで、採決に入り、挙手全員で可決されました。

次に、第62号議案、平成25年度豊能町一般会計補正予算の件（関係部分のみ）が議題となり、提案説明の後、質疑に入りました。

市街地域内でもシカが出没しており危険であると思うが、どうしているのかとの問いに対しまして、計画の範囲内で積極的に捕獲し適正数量の調整を行っていますが、出没を防ぎ切れない場合もありますとの答弁でございました。

討論はなしで、採決に入り、挙手全員で可決いたしました。

次に、第65号議案、平成25年度豊能町下水道事業特別会計補正予算の件について、提案説明の後、質疑に入りましたけれども、質疑なし、討論なしで採決に入り、挙手全員で可決されました。

閉会は12時7分でありました。

以上で総務建設水道常任委員会の報告を終わります。

○議長（竹谷 勝君）

次に、福祉教育消防常任委員会、永並啓委員長。

○福祉教育消防常任委員会委員長（永並 啓君）

こんにちは。

平成25年第7回定例会福祉教育消防常任委員会を、平成25年12月6日、金曜日、午前9時30分から委員全員出席のも

と開会いたしました。

それでは、付託された案件について報告させていただきます。

まず、第55号議案、豊能町子ども・子育て審議会条例制定の件においては、この条例の目的はという質疑があり、答弁といたしまして、目的は、子ども・子育て支援法にのっており、その目的によってこれが立ち上がったということです。また、審議会でもらう条項は、法第31条、第43条、第61条で、この項目に関することをしてもらおうということで設置するものですという答弁でありました。

また、ほかの質疑といたしまして、審議会のメンバーについては目的に沿ってやっていただきたいという質疑に対して、この条例に基づいて幅広く、子ども・子育てに関する人材を集めていきたいと思いたいという答弁でありました。

続きまして、この審議会がどのようなことを審議する場なのか、具体的に聞きたいという質疑に対し、まずニーズ調査を行います。国から一定のひな形は出ていますが、豊能町独自で調査したい項目等があるので、その審議をしてもらいます。そのニーズを受けて利用量を定め、それに基づき、来年度から子育ての計画をつくりますという答弁でありました。

また、組織、審議会の構成は、具体的に保護者は何人ぐらいを想定しているのかという質疑に対し、委員全員で10人以内ということで、今のところ保護者は2名を考えていますという答弁でありました。

ほかに、会長は互選で選ぶことになっているが、今までのケースでいくと学識経験者が会長になるケースが多い。この学識経験者はしっかりとハンドリングできる人で、ある程度知識も経験もある人、できればこの町のこともしっかりわかるような方を選

んでいただきたいと思うという質疑に対し、学識経験者については、保育に関することをされている大学の教授とかを想定していますが、肩書にとらわれず、この町のことを知っていて实际的に考えていただける方を選定させていただきたいと思えますという答弁でありました。

ほかに、委員のメンバーが長年変わらずに、その審議会自体が陳腐化してしまう、そうしない工夫・対策はとられているのかという質疑に対し、保護者の委員は2年たつと必然的に変わる可能性もありますので、その点、ほかにも工夫をしながら、陳腐化しない委員の構成については考えていきたいという答弁でありました。

また、ほかの質疑といたしまして、この審議会を開いていただくための予算、府からの補助金等はあるのかという質疑に対し、この審議会に関しては一部府の補助金も入っており、今年度の補正予算については200万円がついているということでありませ

す。質疑を終了し、討論なし。採決の結果、挙手全員で可決いたしました。

続きまして、第62号議案、平成25年度豊能町一般会計補正予算の件（関係部分のみ）についてですが、質疑としまして、自治振興費の1,000万円の支出する経緯はという質疑に対し、希望ヶ丘新自治会館を、今までの場所が手狭ということで新しく建てたいという要望があり、建物について交付要綱に要件が合致しているので、今回支出したいと考えているという答弁でありました。

1,000万円というものは上限だと思いが、総額でどのくらいかかっているのかという質疑に対し、事前協議書の段階ですが、総額で4,700万円の費用で新しい会館を建設したい。そのうち3,700万円を自治

会が負担し、町のほうから1,000万円の補助を受けたいという協議書が出ているという答弁でありました。

手狭というのは、土地が手狭なのか、建物が手狭だったのか。なぜ同じところで建てかえができなかったのかという質疑に対し、もともとの場所に建てかえるには敷地が小さいということで、現在の会議室においても3室しかなく、多人数で会議とかをするには手狭であるということが要望書の中には書いてありました。また、土地、建物ともに手狭であるということで、新しい土地を探しておられたというところで、行政と自治会との話し合いでスポーツ広場の一面はどうかということで決まったという経緯がありますという答弁でありました。

次に、出られた後の土地と建物はどうされるのかという質疑に対し、町としては古い建物は潰して更地で返していただきたいと申し入れをしていますが、自治会としては建物が建ったまま返したいということで、話し合いが平行線で、合意することは今のところできていません。自治会としては新しい土地の話を先に決着したいということで、現在使っている自治会館の話し合いは別途協議でお願いしたいということで、新しい建物が建ってから話をしようということで現在に至っているということでありました。

更地で返還する必要がない契約等々があるのかという質疑に対し、契約書には潰します、潰しませんという条項は特にありません。自治会の維持補修に係る費用は自治会の負担であるという規定はありますが、今回のように場所を変えて建てかえる想定がなかったと思われませんが、これについては町と自治会の話し合いであろうと考えています。ただ、ときわ台のケースを考えますと、場所を変えずに建てかえをしたので、

自治会のお金で取り壊しをし、新築をしたことも考え合わせると、希望ヶ丘についても、場所が変わった、変わらないにかかわらず、古い建物は潰していただくということが公平・公正の観点からも当然ではないかなと考えていますという答弁でありました。

ほかに、新たにスポーツ広場の場所を提供しそこに建てさせるときに、なぜ今の自治会館集会所を潰す費用を希望ヶ丘で持つことを含めて次の新たな土地の賃借を認めなかったのかという質疑に対し、平成23年当時、自治会は新しい土地の契約をとっても急いでいて、我々としましては自治会のそういう思いもあるので、この問題が平行線全く進まない状況は仕方ないので、先に土地の分筆、賃貸借を急ぎましょうということで行ったのが実態でありますという答弁でありました。

それと、今回上げているこの自治振興費1,000万円の予算は、自治会の古い建物を壊すということが条件的なものになっているのかという質疑に対し、豊能町の自治会施設整備補助金交付要綱上、それについてはリンクしないと考えているという答弁でありました。

また、町長のほうから、ときわ台の場合も撤去費用はときわ台自治会で持たれています。今回は場所が移転しましたが、撤去費用については自治会で負担いただくことが必要と思っています。したがって、今回のこの予算1,000万円につきましても、撤去していただくことを前提にと考えていますという答弁でありました。

また、副町長のほうから、過去の経緯もいろいろあったということを前提として、今、我々が自治振興に期することと、適正な町費の執行ということから、恐らくもう使わないのでそのまま返しますということ

であれば、何も撤去を求めるものではないと思います。ただ、新たに自治会館をつくるということであれば、現地であれ場所を変えられるのであれ同じ条件かなと考えています。出口、入り口は町として一つですので、町長が申し上げたようにきちっと話を進めていきたいと思いますという答弁でありました。

質疑を終了し、討論なし。採決、挙手全員で可決いたしました。

続きまして、第63号議案、平成25年度豊能町後期高齢者医療特別会計補正予算の件については、質疑、討論なしで、採決、挙手全員で可決いたしました。

続きまして、第64号議案、平成25年度豊能町介護保険特別会計事業勘定補正予算の件についても、質疑、討論なし。採決の結果、挙手全員で可決いたしました。

委員会は以上をもって、午前11時35分に閉会いたしました。

以上で福祉教育消防常任委員会の報告を終わります。

○議長（竹谷 勝君）

これより委員長報告に対する質疑を行います。

審議がスムーズに行われるということと、委員会の意思の安定という原則がありますので、当該委員会所属の委員各位の質疑は差し控えていただきますようお願い申し上げます。

第53号議案から第65号議案までの13件に対する質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（竹谷 勝君）

質疑を終結いたします。

川上勲議員。

○14番（川上 勲君）

ただいま、委員長報告にありましたうちで、第62号議案、平成25年度豊能町一

般会計補正予算の件、この件について、福祉教育消防常任委員会では可決されました。しかしながら、その内容の総務費のうち自治振興費、自治会施設整備補助金の減額修正の提案をさせていただきます。

○議長（竹谷 勝君）

ただいま、川上勲議員から第62号議案に対する修正動議がございました。

動議には1人以上の賛成者が必要です。

川上勲議員の修正動議に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立なし）

○議長（竹谷 勝君）

動議に所定の賛成者がおいでになりません。会議を続けます。

これより討論を行います。

高尾靖子議員。

○12番（高尾靖子君）

日本共産党の高尾靖子でございます。

第59号議案、豊能町立自転車駐車場条例等改正の件について意見を述べます。

これは、来年4月からの消費税増税、5%から8%へ、また、平成27年度には8%から10%へ引き上げるもので、10%ならば13.5兆円という日本史上最大の増税になります。平均的家族で、消費税だけで年間16万円もの負担増です。本町の各種施設使用料、上下水道等の負担増、これだけではありません。給料は上がらないのにあれこれ出費がふえるのみです。年金引き下げ、軽自動車税引き上げ、8月の生活保護費引き下げ、大企業には優遇、また社会保障の連続改悪等々、暮らしと営業は一層悪化することは明らかです。国の消費税増税に反対する立場から、この第59号議案の反対討論といたします。

以上です。残余の議案は賛成です。

○議長（竹谷 勝君）

ほか、討論ございませんか。

川上勲議員。

○14番（川上 勲君）

今回の議案に対する反対討論をさせていただきます。

第62号議案の一般会計補正予算の件でございますけれども、先ほど修正のときに申し上げました、希望ヶ丘の自治会の補正予算の件で、これはやはり事業系の予算は、基本としてはやはり当初予算に計上すべきであります。今回の補正予算については災害復旧など緊急の事業費もございまして、この件に関して工期は来年の12月でございます。この予算が否決されても来年早々臨時会で対応できるということもできますので、それがまず第一の理由でございます。

その次に、2番目として、この希望ヶ丘の自治会の新築工事は9月に着工をされております。自治会としては早急な補助金の確保ができなくても、予定金額の確保は十分にできているものと判断をします。来年度の平成26年度の予算に計上しても十分に合うと思います。

三つ目の理由としては、この補助金に対して理事者と自治会とで早急な支払いの約束ができていたとしたら、議会軽視も甚だしいということにつながると思います。その証拠として、去る10日に自治会と理事者が会合を持たれています。本来議案として提案されたなら、理事者の手を離れ議会の判断に基づく予算であるにもかかわらず、何を話し合いをされたのか、甚だ疑問が湧いてくるところでございます。

以上の理由でもちまして、私はこの第62号議案に対して反対します。議員の皆様方は住民におもねることなく、議員諸侯の正常な判断をよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（竹谷 勝君）

ほか、討論ございませんか。

福岡邦彬議員。

○11番（福岡邦彬君）

11番・福岡邦彬、第62号議案、賛成討論といたします。

新しい自治会館の建物が、希望ヶ丘の自治会が決められて建設されることになっております。これと、旧自治会館の取り壊しとは全く別個の問題であります。さきの福祉の委員会で住民人権課長が、自治会施設整備補助金交付要綱にとって全く問題がない、したがって受け付けましたということを書明しておりますし、それに基づいて同上部の部長もそのようにおっしゃっております。したがって、この二つがリンクするというのは、リンクするとかしないとかじゃなしに、全くしないというのは当たり前の話です。むしろ町長からこの委員会で、1,000万円は当然撤去していただくことが前提となっている、この発言が問題なんです。どこでどのような法律に基づいてこのことを発言されたか、非常に疑問であります。また大きく混乱する、させる問題であります。さらに、町長はときわ台自治会館の建てかえ問題、そして自治会によって前のところは潰したということをおっしゃいました。当然、希望ヶ丘の自治会もその場所で、取り壊してその場所に建てれば、そういう適用を受けるでしょう。しかし移転したのを、そして昨年の当初予算の4月に希望ヶ丘の自治会の補助金を1,000万円認めたのも、全て議会を通過しております。皆さんこの10月には3人の方が新しく9月の選挙でなられましたけど、それ以外の方は皆覚えてはると思います。通っております。それと、先ほど私が申したように、リンクしていない、リンクしてるというのとは全く別な問題です。

（発言する者あり）

今回は、新自治会館の補助金も、あるいは旧撤去も全て議会を通過しておりますし、その折に総務部長が申し上げたように、2年前に、新しい希望ヶ丘自治会館が建った後で話し合いするということでございます。話し合いするということは、少なくとも町と自治会とは合意事項であったと思います。だからそのことについて、非常に申しわけないというような総務部長の話もありましたが、そのこと踏まえてこれから粛々と、町と自治会と、古い自治会館についての取り壊しについて話し合っていたいただきたいと思います。願わくば私も、できるだけ町の負担にならないようお願いしたいと思いますけど、しかしながら、もう一度言います。間違わないでくださいよ。新しい自治会館の建設と、旧自治会館のたて壊しとは全く違いますので、あえて申し上げ、私の賛成討論といたします。

○議長（竹谷 勝君）

そのほか、ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（竹谷 勝君）

討論を終結いたします。

これより採決を行います。

第53号議案、豊能町附属機関に関する条例制定の件に対する委員長の報告は可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（竹谷 勝君）

起立全員であります。

よって、第53号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

第54号議案、豊能町暴力団排除条例制定の件に対する委員長の報告は可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決するこ

とに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(竹谷 勝君)

起立全員であります。

よって、第54号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

第55号議案、豊能町子ども・子育て審議会条例制定の件に対する委員長の報告は可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(竹谷 勝君)

起立全員であります。

よって、第55号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

第56号議案、豊能町報酬及び費用弁償条例改正の件に対する委員長の報告は可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(竹谷 勝君)

起立全員であります。

よって、第56号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

第57号議案、豊能町災害弔慰金の支給等に関する条例改正の件に対する委員長の報告は可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(竹谷 勝君)

起立全員であります。

よって、第57号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

第58号議案、豊能町個別排水処理施設設置及び管理条例等改正の件に対する委員長の報告は可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(竹谷 勝君)

起立全員であります。

よって、第58号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

第59号議案、豊能町立自転車駐車場条例等改正の件に対する委員長の報告は可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(多数起立12:1)

○議長(竹谷 勝君)

起立多数であります。

よって、第59号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

第60号議案、指定管理者の指定についてに対する委員長の報告は可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(竹谷 勝君)

起立全員であります。

よって、第60号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

第61号議案、豊能町農地及び農業用施設災害復旧事業の施行についてに対する委員長の報告は可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(竹谷 勝君)

起立全員であります。

よって、第61号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

第62号議案、平成25年度豊能町一般会計補正予算の件に対する委員長の報告は可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(多数起立 12 : 1)

○議長 (竹谷 勝君)

起立多数であります。

よって、第62号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

第63号議案、平成25年度豊能町後期高齢者医療特別会計補正予算の件に対する委員長の報告は可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長 (竹谷 勝君)

起立全員であります。

よって、第63号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

第64号議案、平成25年度豊能町介護保険特別会計事業勘定補正予算の件に対する委員長の報告は可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長 (竹谷 勝君)

起立全員であります。

よって、第64号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

第65号議案、平成25年度豊能町下水道事業特別会計補正予算の件に対する委員長の報告は可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長 (竹谷 勝君)

起立全員であります。

よって、第65号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

野村剛志議員。

○1番 (野村剛志君)

第62号議案 平成25年度豊能町一般会計補正予算の件に関する付帯決議についてを動議いたします。

○議長 (竹谷 勝君)

ただいま、野村剛志議員から第62号議案に対する付帯決議の動議がございました。

動議には1人以上の賛成者が必要です。

野村剛志議員の付帯決議の動議に賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長 (竹谷 勝君)

動議に所定の賛成者がおりますので、成立いたしました。

この際、暫時休憩といたします。

(午後1時58分 休憩)

(午後2時20分 再開)

○議長 (竹谷 勝君)

休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りいたします。

ただいま野村剛志議員ほか2名から、第9号議会議案、第62号議案 平成25年度豊能町一般会計補正予算の件に関する付帯決議についてが提出されました。

これを日程に追加し、追加日程第1として直ちに議題にしたいと思えます。

これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 (竹谷 勝君)

異議なしと認めます。

よって第9号議会議案を日程に追加し、追加日程第1として直ちに議題とすることに決定しました。

追加日程第1「第9号議会議案 第62号議案 平成25年度豊能町一般会計補正予算の件に関する付帯決議について」を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

野村剛志議員。

○1番 (野村剛志君)

1 番・野村剛志です。

第 9 号議会議案、第 6 2 号議案 平成 25 年度豊能町一般会計補正予算の件に関する付帯決議について。

第 6 2 号議案 平成 25 年度豊能町一般会計補正予算内、総務費の自治振興費（自治会施設整備補助金）の執行に関して決議する。

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第 1 4 条第 1 項及び第 2 項の規定により提出します。

平成 25 年 1 2 月 1 3 日提出。

豊能町議会議長、竹谷勝様。

提出者、豊能町議会議員、野村剛志。

賛成者、同、管野英美子。同、高尾靖子。

提案理由。豊能町のそれぞれの自治会館の新築及び改装に関する補助金については、公平公正に対処しなければならないため。

第 6 2 号議案 平成 25 年度豊能町一般会計補正予算の執行に関する付帯決議。

今回提案された第 6 2 号議案平成 25 年度豊能町一般会計補正予算の内、総務費の自治振興費（自治会施設整備補助金）希望ヶ丘自治会館新築工事に対する補助金については、限度額上限の金 1,000 万円が計上されている。建築現場は、豊能町用地である希望ヶ丘スポーツ用地を分筆された場所なので、現在使用されている自治会館については、取り壊されなくてもよい。

この議案を付託された福祉教育消防常任委員会では、担当部署が、現在の自治会館の取り壊しについて、その費用を希望ヶ丘自治会の負担として要請したところ、「新しい自治会館が完成した後に話し合いたい」との返事であったと説明をされた。一方、時を同じくして、ときわ台自治会館新築工事については、旧自治会館の取り壊し費用を、ときわ台自治会の負担として、総

務費の自治振興費（自治会施設整備補助金）が執行された。

よって、各自治会に対する補助金の公平公正を保つためにも、また豊能町の財政状況から鑑みて、現在の希望ヶ丘自治会館の取り壊し費用は、希望ヶ丘自治会の負担として、その完了が確認された後に、補助金の執行をされるよう強く求める。

以上、決議する。

平成 25 年 1 2 月 1 3 日。

豊能町議会。

○議長（竹谷 勝君）

これより本件に対する質疑を行います。

井川佳子議員。

○5 番（井川佳子君）

本件に対する野村議員について質疑させていただきます。5 番・井川でございます。

まず、希望ヶ丘自治会の負担として、その完了が完成された後に補助金の執行をされるよう強く求めるとありますが、委員会途中で、この問題はリンクしないとしっかり担当課長が答えてらっしゃることについて、野村議員は何を聞いていらっしゃったのか、そこをお答えいただきます。

そして二つ目、公平公正とおっしゃいますが、私は町政というものは、その場その場に合った運営であることが望ましいと思います。例えば、ときわ台では更地は自治会が出しました。そして地盤改良は吉川財産区のお金で出されております。そして建屋は自治会が出しました。そのことを御存じでそういうことをおっしゃっているのかということもお聞きしたいと思います。

私、公正公平とは何かと言いますが、東地区と西地区、もともと公正公平ではないように私は思っております。西地区にはいろいろな公共施設がございます。東地区の希望ヶ丘、人口密集地には幼稚園しかありません。例えば有事のとき、災害が起こっ

たときにどこに避難するか。希望ヶ丘の住民は、今では旧東能勢幼稚園しかありません。今、建てている自治会もそのことを考えて一生懸命建てようとしてたのです。その話とはまた別問題でありまして、更地は更地で協議すると、今言っているのですから、なぜこのようなことを、議会がそれに注文をつけるようなことをなさるんでしょうか。そこをお願いいたします。

○議長（竹谷 勝君）

答弁を求めます。

野村剛志議員。

○1番（野村剛志君）

野村です。お答えをさせていただきます。

今回の総務費の自治振興費、自治会施設整備補助金について、これは町内における自治会館、この建て直しについて公平公正の観点から判断して当然とっております。また、将来、残る自治会館についても、建て直しの時期、こういったときにこれが問題にならないように、公平公正の観点から判断して当然と考えて提案をさせていただきました。

以上です。

○議長（竹谷 勝君）

もう1点、更地について協議をするということに対して、どういうふうな考えられてるかという。

○1番（野村剛志君）

更地についても当然、協議をして、建てかえするときに更地にしてもらうということを、これは要望していることがそのものであり、また、豊能町の財政を鑑みても、これはときわ台で既に、自治会館を全て平等に見たときに、既に更地にする費用を自治会が持たれているので、希望ヶ丘にも更地にする費用は自治会に持っていただくと、このように考えております。

○議長（竹谷 勝君）

井川佳子議員。

○5番（井川佳子君）

ですから、協議するというふうに、先ほどの会はなかったっておっしゃいますけれども、協議する態度であるということを行行政側も今は心得てらっしゃると私は思うんですね。なのに、またなぜここにこういうふうにかきなきゃいけないのか。協議するのは当たり前です。平成5年1月21日の契約にも、覚書としてそれが書かれておりますし、ですから協議するんですから、これはわざわざここに出していただく必要はないと私は思いますけど、いかが思いますか。

○議長（竹谷 勝君）

答弁を求めます。

野村剛志議員。

○1番（野村剛志君）

協議をするということは、逆に言うと、更地にしてもしなくても、現時点ではよいというふうにもとれます。ですので、更地にすることを強く要望したいと思っております。

○議長（竹谷 勝君）

井川佳子議員。

○5番（井川佳子君）

ですが、ここに書かれておるのは、希望ヶ丘自治会の負担としてその完了が、要するに、取り壊し費用を希望ヶ丘が持って、その完了が確認された後に補助金を執行しろと書いてらっしゃるんですよ。それ順番が違います、協議するということと。その違いをわかって、これ出されたんでしょうか。

○議長（竹谷 勝君）

答弁を求めます。

野村剛志議員。

○1番（野村剛志君）

私は、今回この議案が上がる前に、本来

この問題については解決されておかれるべき問題だったと思っております。これが今この議場へ上がっておりますので、この協議をされるという先の答えに、何の、今、保証もありません。ですので、予算について執行する前に、その完了が確認された後に執行されるよう強く求めるものであります。

以上です。

○議長（竹谷 勝君）

福岡邦彬議員。

○11番（福岡邦彬君）

11番・福岡邦彬でございます。

住民にとって自治会館というのは、地域コミュニティの根幹であると考えております。そこで、一つ質疑させていただきます。この補助金1,000万円、この予算の中で総務費の自治振興費、自治会施設整備補助金、この法律というのが基づいて要綱がつくられ、補助するようになってます。それと、今回の、最後に書いてますように、そのいわゆるはっきり申せば旧自治会館の取り壊ししなければ金を出さないということについて、どうリンクするかお答えください。重要な問題だと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（竹谷 勝君）

答弁を求めます。

野村剛志議員。

○1番（野村剛志君）

お答えします。

これは、この豊能町の予算全体を鑑みたときに、やはり一つ一つを分けて考えるべきではない、大所高所の位置から俯瞰して物事を見る、そういった視点が大事であり、これを社会通念上見たとき、公平公正の観点から、条例としては確かにおっしゃられるとおりに違うと思います。ですから予算決議に際して賛成をさせていただいております。

すが、この豊能町の財政を鑑みたとき、将来を考えたとき、この付帯決議をどうしても要望として上げさせていただきたかった、そういうことでございます。

○議長（竹谷 勝君）

福岡邦彬議員。

○11番（福岡邦彬君）

予算の現状を鑑みてというお話は全く同感でございます。しかし、先ほど申しましたように、住民にとって自治会というのは、地域の住民さんにとってみたら根幹をなす部分でございます。はっきり申して、この問題について極めて行政の怠慢ということがあります。そのつけを何で希望ヶ丘住民、自治会に回すんですか。僕はこれは本当に、趣旨は今言ってるように、予算の無駄遣い、それから先ほど申した、井川議員に申した、更地を希望すると、これはわかります。痛いほどわかります。しかし、行政のつけを何で希望ヶ丘に回すか、これはわかりませんが、一言お答えください。

これで終わりです。

○議長（竹谷 勝君）

答弁を求めます。

野村剛志議員。

○1番（野村剛志君）

お答えします。

議会は二元代表制をもってしっかりこの行政を監視する立場にあります。上がってきたその議案が調われたものであれば、当然可決をしてしかりだと思っております。また、豊能町あるいはこの議会は住民のためにあります。住民の生活を豊かにするためにあります。ですから、この予算執行というものは当然なされるべきと思っております。しかし、更地にする際、例えば町がこの更地にする事業をした場合と民間がされた場合では、やはり予算的にも違うわけでございます。また、・・・この更地にす

るところ、これは・・・やはり公平公正の立場に立って、この豊能町の全体の自治会館の問題として捉えることが必要だと考え、更地にする件については、住民の、自治会の責務において実施していただきたいと思っところでございます。苦しい答えとなりましたが、終わります。

○議長（竹谷 勝君）

ほか、ございませんか。

橋本謙司議員。

○4番（橋本謙司君）

4番・橋本です。

この中で5行目、取り壊されなくてもよいというふうに書かれています。これは、誰がこのように言っているのかというのが一つ。委員会の中では、ここについては自治会、行政ともに協議していくというふうな答弁があったかと思っます。このようなことを誰が言っているのかというのが1点。

それと、ときわ台自治会の負担として、総務費の自治振興費が執行されたこと。当然これは取り壊し費も自治会で持ったことですが、この辺も多分、財産区の使用費用を使う等々も含めて協議をされた結果そのようにしたはずだと思っます。そこについて、このときわ台ではどのような協議をされたか、もし御存じやったらお聞かせください。

それと最後に、希望ヶ丘自治会館の取り壊し費用は希望ヶ丘自治会の負担とし、そこはわからなくてもないです。ただ、やはりそこは、その完了が確認された後に補助金の執行をされるよう強く求めるといことは、私はやはり、基本的には交付要件が満たされている以上、支払うべきではないかというふうに考えますけども、どのようにお考えでしょうか。

○議長（竹谷 勝君）

答弁を求めます。

野村剛志議員。

○1番（野村剛志君）

質疑は四つあったかと思っます。

一つは、5行目について、取り壊されなくてもよいと、これは協議をする現在の段階において、どちらが決定しているわけでもない。物理的に、今の現状ですね。これから鑑みて申しております。

それから、ときわ台のいわゆる建て直しについての、経緯にまでについては私は存じ上げませんが、詳細現状までは存じ上げませんが、実際建てかえられる際、同じところを撤去、これを自治会が撤去費用を持って新築をされたということでございます。

それからもう一つ、何やったかな、予算の執行をされておりますが、本来この自治会館の建て直しにつきまして、昨年度の予算で一旦可決をされ、そしてまた取り下げをされて補正予算で修正されています。そして今回また新しい議案として出ているものと、つまり、前年度までの基本的なその予算の考え方とは違うというふうに解釈をしております。

あともう一つ、何でしたかな。

（発言する者あり）

はい。これは、あくまで現状を踏まえた中で強く求めるものであります。住民の負担軽減またこの自治会館の公益性を認めた上で、住民にとって本当に必要な建物だと思っております。ですので、予算の執行は基本的には妨げたくないものであります。ただ、これは先ほどから何度も申しておりますように、この町内の自治会館における現状の公平性ですね、公平公正を考え、このように要望するものであります。

以上です。

○議長（竹谷 勝君）

橋本謙司議員。

○4番（橋本謙司君）

今の、取り壊されなくてもよいということはわかりました。これは今現在取り壊されていないということが事実であって、なおかつこれについては取り壊しの方向に向けて、今までなかなか両者折り合っていないところを、今後しっかりと協調してやっていくということなので、余りこの表現は好ましくないかなと。ただ、本題じゃないので、そこはもうよしとします。

ただ、ときわ台自治会館については取り壊し費用を自治会で持った、これは確かに事実かもしれませんが、その断面の結果だけを見て、だから希望ヶ丘も同じように出さなければいけないということではなくて、やはりその中の全体の協議事項をしっかりと見るべきではないかというふうに思います。これは余りにも、僕は、短絡的違うかなと。結果、やはりそこら辺の協議も踏まえて自治会が出されたと、それはそれで事実でいいと思います。希望ヶ丘も、別にこれは自治会で持たなくていいということではなくて、自治会で負担するのもよし、行政がその一部を持つにしてもよし、その辺も含めてしっかりと協議をすべきだというふうに思っています。その辺はやはり、私は協議の余地というのは残しておくべきではないかというふうに考えておりますけれども、そのあたりもう一度お聞かせください。

それと最後に、この公平公正ということあります。これ確かに今後、光風台や新光風台で同じように、もと位置ではなく違う位置で建てかえ、移転して建てかえるというケースについては、当然そのあたりの協議というのは必要にはなってこようかと思っておりますけれども、私はやはりこの点は、自治会が悪いとかではなくて、やはり僕は行政の進め方がはっきり言ってまずかったのではないかというふうに思ってるし、今ここ

の断面、最終の補助金を出すという断面に来て、このような駆け引きというのは僕はすべきではないというふうに思っておりますけれども、そのあたりについてはどのようにお考えですか。

○議長（竹谷 勝君）

答弁を求めます。

野村剛志議員。

○1番（野村剛志君）

お答えします。

橋本議員のおっしゃられるとおり、実際、ときわ台のその詳細経緯について、私もよく知るべきと思います。そこは勉強不足でございます。申しわけございません。ただやはり、ときわ台は既に済んだ事案でございますが、おっしゃっていただきましたとおり、新光風台、光風台、東ときわ台におきましても、今後また、そのほかの地域におきましても自治会館というものを考えたときに起こり得るべき事案でございますので、ここに一つ、やはり出られる場合には更地に戻していただく、自治会の負担にさせていただくということを願い、要望させていただいております。

それから、あくまで補助金の執行、これについては議会として、これは本当はお願いではありますが、取り壊しをされて、そして執行されたいというふうに求めていきたいと思っております。本当に公平性というところ、しっかりと踏まえて行ってもらいたいという思いで、このように書かせていただいております。

以上です。

○議長（竹谷 勝君）

ほか、ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（竹谷 勝君）

質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

橋本謙司議員。

○4番（橋本謙司君）

イノベーションとよのを代表して、反対討論をいたします。

本予算は、豊能町自治会館施設整備補助金交付要綱の交付要件を満たされれば支払われるものであり、旧自治会館、集会所の解体を支出条件にすることは適当ではありません。委員会の答弁においても、行政の交渉のまずさ、詰めの甘さというものは露呈をされたと思います。この点については、やはりしっかりと行政も取り組んでいただきたいと思っています。

また、公有財産（建物）無償貸付契約書及び覚書についても、解体の件についてはどこにも定められておらず、各条項の解決について疑義を生じたときまたはその契約に定めのない事項については、甲乙間において協議の上、定めるものとするとなっております。やはりこのようなところからも、自治会が持つべきどうこうという観点ではなくて、しっかりとこの点については協議をしていくということが大原則だと考えています。委員会の答弁の中で田中町長の、予算1,000万円は当然撤去していただくことを前提とするということは、やはり両者協議の可能性を無視するもので、これは許されないと私自身考えています。

それと同様、両者協議ということをおこなわないためにも、本付帯決議は提出することは好ましくないというふうに考えています。

本件は、自治会と行政が誠意を持ってしっかりと協議いただき、早期の解体に向けてしっかりと協議していただくことを強く要望し、イノベーションとよのの反対討論とさせていただきます。議員の皆様には御理解、御賛同を賜りたいと思います。よろしく申し上げます。

（発言する者あり）

○議長（竹谷 勝君）

静かにしてください。

ほかに討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（竹谷 勝君）

討論を終結いたします。

これより採決を行います。

本件は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（少数起立6：7）

○議長（竹谷 勝君）

起立少数であります。

よって、第9号議会議案は否決されました。

日程第2「第8号議会議案 要支援者に対する介護サービスの継続を求める意見書の件」を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

橋本謙司議員。

○4番（橋本謙司君）

第8号議会議案、要支援者に対する介護サービスの継続を求める意見書の件。

上記の議案を別紙のとおり、会議規則第14条の規定により提出する。

平成25年12月13日提出。

豊能町議会議長、竹谷勝様。

提出者、豊能町議会議員、橋本謙司。

賛成者、同、井川佳子。同、高尾靖子。同、高橋充徳。同、小寺正人。同、西岡義克。同、管野英美子。同、川上勲。同、福岡邦彬。

それでは、意見書の内容ですが、朗読させていただきます。

要支援者に対する介護サービスの継続を求める意見書。

平成12年にスタートした介護保険は、超高齢社会になくってはならない共同連帯の制度として広く認識され、多くの高齢者が利用している。

高齢化が進展し、独居や高齢者世帯など、家族介護に頼れない高齢者が増えている中で、介護保険によるサービスの役割がますます大きくなっている。

しかし、政府は、今年8月に社会保障制度改革国民会議が「要支援者に対する介護予防給付について、市町村が地域の実情に応じ、住民主体の取組等を積極的に活用しながら柔軟かつ効率的にサービスを提供できるよう、受け皿を確保しながら新たな地域包括推進事業（仮称）に段階的に移行させていくべきである。」と提案したことを受け、要支援者向けサービスを介護保険の給付から外し、市町村事業へ移行することを検討している。

要支援者は、全国で約150万人に上るとされる。要支援者に対する予防給付は、認知症の人の初期症状に対する対応や、うつ症状など、虚弱な高齢者に必要不可欠なもので、要介護度への進行抑制、症状の改善のためには、基本的な知識を有する専門職による継続的な支援が必要である。

要支援者向けのサービス事業を市町村に移行すると、今までのサービスが利用できなくなるおそれがある。さらに自己負担額が嵩みサービスを受けたくても受けられない現象が現れてくるおそれもあり、市町村の財政を圧迫させ市町村間に格差が生じる。このことは、「地域の実情に応じ・・・」としていることから容易に推測できる。

よって、要支援者に対する介護給付は、今までどおり保険給付で行うことを国に対して強く求めます。

1. これまで同様に国の責任において、要支援者に対して介護給付を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成25年12月13日。

豊能町議会。

提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、厚生労働大臣です。

以上です。

○議長（竹谷 勝君）

これより本件に対する質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（竹谷 勝君）

質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（竹谷 勝君）

討論を終結いたします。

これより採決を行います。

本件は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（竹谷 勝君）

起立全員であります。

よって、第8号議会議案は、原案のとおり可決されました。

福岡邦彬議員。

○11番（福岡邦彬君）

11番・福岡邦彬でございますが、動議を提出させていただきます。

交通特別委員会設置の件について動議を提出させていただきますので、よろしくお願いたします。

○議長（竹谷 勝君）

ただいま、福岡邦彬議員から豊能町議会特別委員会設置の件の動議がございました。

動議には1人以上の賛成者が必要です。

福岡邦彬議員の豊能町特別委員会設置の件の動議に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（竹谷 勝君）

動議に所定の賛成者がおりますので、成立いたしました。

この際、暫時休憩いたします。

再開は午後3時5分といたします。

(午後2時54分 休憩)

(午後3時06分 再開)

○議長(竹谷 勝君)

休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りいたします。

ただいま福岡邦彬議員ほか2名から、第10号議会議案、豊能町議会特別委員会設置の件が提出されました。

これを日程に追加し、追加日程第2として議題にしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(竹谷 勝君)

異議なしと認めます。

よって第10号議会議案を日程に追加し、追加日程第2として議題とすることに決定しました。

追加日程第2「第10号議会議案 豊能町議会特別委員会設置の件」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

福岡邦彬議員。

○11番(福岡邦彬君)

11番・福岡邦彬でございます。

第10号議会議案、豊能町議会特別委員会設置の件。

豊能町議会委員会条例第5条の規定に基づき、本町議会に交通特別委員会を設置することにつき、議会の議決を求める。

平成25年12月13日提出。

提出者、豊能町議会議員、福岡邦彬。

賛成者、同、井川佳子。同、高橋充徳。

内容ですが、1. 名称、豊能町議会交通特別委員会。

2. 付託事件、1. 東西連絡バスの社会実験の経過報告及び検証と町内巡回バスについて。2. ときわ台駅のバリアフリー問題について。3. 阪急バス・能勢電車への

陳情要望について。

3. 構成人員は6名であります。

以上であります。よろしくお願いいたします。

○議長(竹谷 勝君)

これより本件に対する質疑を行います。

岩城重義議員。

○7番(岩城重義君)

7番・岩城です。ちょっとだけ質疑あります。

2番の付託事件の中の1番、町内巡回バスとありますけども、具体的に何を指すのかを教えてください。

○議長(竹谷 勝君)

答弁を求めます。

福岡邦彬議員。

○11番(福岡邦彬君)

今ちょっと聞こえなかって申しわけございませんが、もう一度お願いできますか。

○議長(竹谷 勝君)

岩城重義議員。

○7番(岩城重義君)

そうしたら、巡回バスということは、阪急バスのことですね。全般ということでええんでしょうか。

○議長(竹谷 勝君)

答弁を求めます。

福岡邦彬議員。

○11番(福岡邦彬君)

そのとおりでございまして、阪急バスを指していると御理解ください。

○議長(竹谷 勝君)

ほか、ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(竹谷 勝君)

質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(竹谷 勝君)

討論を終結いたします。

これより採決を行います。

本件は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(多数起立 1 2 : 1)

○議長 (竹谷 勝君)

起立多数であります。

よって、第 1 0 号議会議案は、原案のとおり可決されました。

この際、暫時休憩いたします。

再開は放送をもってお知らせいたします。

(午後 3 時 1 0 分 休憩)

(午後 3 時 3 5 分 再開)

○議長 (竹谷 勝君)

休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りいたします。

ただいま設置されました交通特別委員会の委員の選任については、委員会条例第 7 条第 1 項の規定により、交通特別委員会委員に、

野村剛志議員。

永谷幸弘議員。

井川佳子議員。

岩城重義議員。

福岡邦彬議員。

西岡義克議員。

以上 6 名を指名いたしたいと思えます。

これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 (竹谷 勝君)

異議なしと認めます。

したがって、交通特別委員会委員は、ただいま指名しました方を選任することに決定いたしました。

ただいま選任いたしました交通特別委員会委員の互選により、委員長に福岡邦彬議員、副委員長に野村剛志議員が選出されました。

お諮りいたします。

議会運営委員会、広報特別委員会及び交通特別委員会より閉会中の審査申し出があります。

これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 (竹谷 勝君)

異議なしと認めます。

よって閉会中の審査を許可いたします。

以上で、本定例会に付された事件は、全て終了いたしました。

よって、会議規則第 7 条の規定により本日で閉会したいと思います。

これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 (竹谷 勝君)

異議なしと認めます。

よって、本定例会は、本日で閉会することに決定いたしました。

これで、本日の会議を閉じます。

本定例会の閉会に当たり、町長から挨拶がございます。

田中龍一町長。

○町長 (田中龍一君)

平成 2 5 年第 7 回定例会閉会に当たりまして、一言御礼申し上げます。御挨拶申し上げます。

本定例会に提案させていただきました議案全て、最後の最後まで慎重に御審議いただきまして御決定いただきましたことに対しまして、心から厚くお礼申し上げます。本当にありがとうございました。

また、先日、2 日にわたりまして一般質問でも多くの御意見をいただきましてありがとうございます。いただいた御意見を真摯に受けとめ、町政に反映できるものは反映してまいりたいと考えております。

さて、早いものでもう 1 2 月でございます。年末は残念ながら犯罪も多く、実はここ豊能町でも先日、詐欺の犯罪がございま

した。この機会に注意喚起の意味も含めて紹介させていただきます。

その犯罪は、警察官を装ってキャッシュカードをだましとって現金を引き出すといった、こういった詐欺の犯罪でございまして、手口は非常に巧妙で、まず警察官をかたって電話をかけてきます。あなたの口座が不正に使われている、悪用されるかもしれない、銀行協会から連絡があるなどと電話をして、後に銀行協会をかたる人が、大阪府警から連絡を受けた。

(発言する者あり)

あなたの口座はお金が引き出される可能性があるなどなどと現金を預かろうとしたり、キャッシュカードを求めたりすると、こういったものがありまして、注意いただきたいと。豊能町でも早速、豊能町ホームページでも緊急情報でのお知らせや、たんぽぽメールで配信しているところがございます。皆様のお知り合いの方にもお伝えいただき、これ以上の被害を防ぎたいと思いますので、よろしく御協力いただきます。

ことしもあと2週間少して新年を迎えます。これから先、寒さも厳しくなっておりますけれども、議員の皆様におかれましてはお体に気をつけていただいて、そして、すこやかに新年をお迎えになられますようお願い申し上げます、簡単ではございますが・・・。

(発言する者あり)

○議長（竹谷 勝君）

静かにしてください。

○町長（田中龍一君）

閉会に当たりましての御挨拶にさせていただきます。本年もいろいろお世話になり、ありがとうございました。新年もよろしく願いいたします。

以上でございます。

(発言する者あり)

○議長（竹谷 勝君）

これをもって、平成25年第7回豊能町議会定例会を閉会いたします。

どうもお疲れさまでした。

閉会 午後3時41分

本日の会議に付された事件は次のとおりである。

- 第 5 3 号議案 豊能町附属機関に関する条例制定の件
- 第 5 4 号議案 豊能町暴力団排除条例制定の件
- 第 5 5 号議案 豊能町子ども・子育て審議会条例制定の件
- 第 5 6 号議案 豊能町報酬及び費用弁償条例改正の件
- 第 5 7 号議案 豊能町災害弔慰金の支給等に関する条例改正の件
- 第 5 8 号議案 豊能町個別排水処理施設設置及び管理条例等改正の件
- 第 5 9 号議案 豊能町立自転車駐車場条例等改正の件
- 第 6 0 号議案 指定管理者の指定について
- 第 6 1 号議案 豊能町農地及び農業用施設災害復旧事業の施行について
- 第 6 2 号議案 平成 2 5 年度豊能町一般会計補正予算の件
- 第 6 3 号議案 平成 2 5 年度豊能町後期高齢者医療特別会計補正予算の件
- 第 6 4 号議案 平成 2 5 年度豊能町介護保険特別会計事業勘定補正予算の件
- 第 6 5 号議案 平成 2 5 年度豊能町下水道事業特別会計補正予算の件
- 第 8 号議会議案 要支援者に対する介護サービスの継続を求める意見書の件
- 第 9 号議会議案 第 6 2 号議案 平成 2 5 年度豊能町一般会計補正予算の件に関する付帯決議について
- 第 1 0 号議会議案 豊能町議会特別委員会設置の件

以上、会議の次第を記し、これを証するためここに署名する。

平成 年 月 日署名

豊能町議会 議長

署名議員 5番

同 6番